**農地法3条の規定による許可申請手続きに必要なもの**

**(市内譲受人の場合)**

１農地法3条の規定による許可申請書

・様式は別紙のとおりです。

・提出部数は1部です。

・許可を受けようとする土地の所在等で記入しきれない場合は、別紙を作成してください。

２添付書類

1. 土地の全部事項証明書

・原本で、申請日前3か月以内のもの

1. 公図

・原本または写しで、申請日前3か月以内のもの

・写しの場合は、登記官印が押印されている原本の写しを提出してください。

1. 位置図

・1万分の１等の地図に申請地を表示したものを提出してください。

・縮尺は違っても構いませんし、パソコン等から印刷したものでも構いません。

1. 案内図

・明細地図の写し等に申請地を表示したものを提出してください。

・パソコン等から明細地図程度の縮尺で印刷したものでも構いません。

上記の他に、場合によっては下記の書類も必要となります。

1. 委任状

・代理人が手続きをする場合、譲渡人及び譲受人双方からの委任状を提出してください。

・様式は、任意で作成してください。

1. 住民票

・譲渡人の現住所が全部事項証明書の住所と違う場合に提出してください。

・全部事項証明書の住所から現住所までの転居の状況がわかる戸籍の附票を併せて提出してください。

1. 官報、裁判所の通知、登記事項証明書等の写し

・破産管財人又は財産管理人が選任されている場合、官報又は裁判所からの通知等の写しを提出してください。

・青年後見人が選任されている場合、登記事項証明書等の写しを提出してください。

1. 国籍が確認できるもの
   * 外国籍の方が譲受人の場合、国籍が確認できるもの（国籍記載の住民票、在留カード又は在留資格認定証明書等）、を提出してください。

**農地法3条の規定による許可申請手続きに必要なもの**

**（市外譲受人の場合）**

１農地法3条の規定による許可申請書

・様式は別紙のとおりです。

・提出部数は１部です。

・許可を受けようとする土地の所在等で記入しきれない場合は、別紙を作成してください。

２添付書類

①土地の全部事項証明書

・原本で、申請日前3か月以内のもの

・登記簿謄本に記載されている譲渡人の住所が現住所と違う場合は住民票が1部必要です。

②公　図

・原本または写しで、申請日前3か月以内のもの

・写しの場合は、登記官印が押印されている原本の写しを提出してください。

③位置図

・1万分の１等の地図に申請地を表示したものを提出してください。

・縮尺は違っても構いませんし、パソコン等から印刷したものでも構いません。

④案内図

・明細地図の写し等に申請地を表示したものを提出してください。

・パソコン等から明細地図程度の縮尺で印刷したものでも構いません。

　⑤譲受人

・世帯員全員の住民票原本を、申請日前3か月以内のものを１部提出してください。

1. 耕作証明

・住所地の農業委員会発行の耕作証明書の原本を申請日前3か月以内のものを１部提出してください。

1. 営農計画書

・申請する農地の作付け等の計画を記入してください。

1. 通作経路図

・住所地から申請地までの距離及び所要時間を案内図に表示してください。

上記の他に、場合によっては下記の書類も必要となります。

1. 委任状

・代理人が手続きをする場合、譲渡人及び譲受人双方からの委任状を提出してください。

・様式は、任意で作成してください。

1. 住民票

・譲渡人の現住所が全部事項証明書の住所と違う場合に提出してください。

・全部事項証明書の住所から現住所までの複数回転居した場合、転居の状況がわかる戸籍の附票を併せて提出してください。

1. 官報、裁判所の通知、登記事項証明書等の写し

・　破産管財人又は財産管理人が選任されている場合、官報又は裁判所からの通知等の写しを提出してください。

・　青年後見人が選任されている場合、登記事項証明書等の写しを提出してください。

1. 国籍が確認できるもの
   * 外国籍の方が譲受人の場合、国籍が確認できるもの（国籍記載の住民票、在留カード又は在留資格認定証明書等）、を提出してください。